

技術者の配置における事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市交通局が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）の適正な配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(配置予定技術者の確認等)

第2条 経理課担当課長は、監理技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札又は公募型指名競争入札の開札後、落札候補者から配置予定に係る監理技術者の配置予定技術者届（第1号様式その1（入札参加申込者が共同企業体の場合においては、第1号様式その1及び第1号様式その2。次項において同じ。））並びに監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを提出させるものとする。

2 経理課担当課長は、主任技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札又は公募型指名競争入札の開札後、落札候補者から配置予定に係る主任技術者の配置予定技術者届、技術検定合格証明書その他これに類するものの写し又は主任技術者経歴証明書（第2号様式）を提出させるものとする。

3 経理課担当課長は、落札候補者が工事請負契約の履行に当たり、請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合においては、6,000万円）未満の下請契約を締結しようとする場合（当該落札候補者が監理技術者の配置を予定している場合を除く。）には、当該落札候補者から下請契約に関する誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。この場合において、経理課担当課長は、当該落札候補者から前項に規定する書面を提出させるものとする。

4 経理課担当課長は、前3項の規定に基づき提出された配置予定技術者届の

情報と発注者支援のためのデータベース・システムに登録されている情報とを照合し、当該配置予定に係る技術者の他工事の従事状況等を確認するものとする。

(技術者情報の共有)

第3条 経理課担当課長は、当該技術者に係る前条第4項の規定による確認の結果、疑義がないと認められた場合は、配置予定技術者届の写しを工事担当課長へ送付する。

2 工事担当課長は、当該技術者が、適切な資格を有していること、本人であること及び請負者と雇用関係にあることを現場代理人・主任技術者等設置（変更）届により確認するとともに、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、主任技術者にあつては技術検定合格証明書又は主任技術者経歴証明書の写しの提示を求め、前項の規定に基づき経理課担当課長から送付された配置予定技術者届の写しとの照合を行うものとする。

(技術者の適正配置の確認)

第4条 経理課担当課長は、「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報に基づき、監理技術者の専任配置の状況について調査をするものとする。

2 前項の規定による調査の結果、専任配置につき疑義が生じた場合は、当該疑義に関する事項を工事担当課長へ報告するものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定による疑義に関する調査の結果を経理課担当課長へ報告するものとする。

(周知及び指導)

第5条 経理課担当課長及び工事担当課長は、相互に協力し、技術者の適正な配置が徹底されるよう請負者に対し周知及び指導するものとする。

(準用)

第6条 この要領に定めるもののほか、技術者の適切な配置の確保について必要な事項は、技術者の配置における事務取扱要領（財政局所管要領）を準用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

配置予定技術者届

平成 年 月 日

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ (印)

(受任者)

※共同企業体の場合は共同企業体の住所等を記載すること。

次の技術者を配置予定技術者として届けます。

1 工事

契約番号		入札参加申込日	平成 年 月 日
件名			

2 配置予定技術者

技術者氏名			
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証番号		
<input type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等		
現所属会社の入社日	年 月 日 入社		
【確認書類】	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現在従事 中の工事	件名		
	履行期限		発注者名

注1 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としてします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。

注2 他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、専任が必要な工事の配置予定技術者になれません。

注3 配置予定技術者は、建設業法に基づき、当該工事に必要な資格を有する者としてください。

注4 監理技術者資格者証を所持する者は、その番号を記入してください。主任技術者は、資格の名称（例：二級〇〇施工管理技士）を記入してください。また、資格を確認できる資格者証等の写しを添付するとともに、雇用関係を確認できる書類を添付してください。

注5 配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

注6 共同企業体の場合、代表者以外の構成員は、第1号様式その2を利用してください。

配置予定技術者届（共同企業体用）

共同企業体名： _____
 （構成員）
 商号又は名称： _____ ㊟

1 工事

契 約 番 号	
件 名	

2 配置予定技術者

技 術 者 氏 名				
<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証番号			
<input type="checkbox"/> 主任技術者	国家資格等			
現所属会社の入社日	年	月	日 入社	
【確認書類】	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証		
	<input type="checkbox"/> その他（	）		
現在従事 中の工事	件 名			
	履行期限		発注者名	

主任技術者経歴証明書

平成 年 月 日

(宛先)

川崎市交通局長

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ ㊟

(受任者)

次のとおり主任技術者の経歴について証明いたします。

工 事 名				業 種	
履行場所					
主任技術者	氏 名	(年 齢)			
	資格区分	建設業法 第7条第2号 イ ・ ロ ・ ハ			
最終学歴	年月	学校名	専攻科目	卒 業 修 了 中 退	
	年 月				
経 歴	実務経歴年数		工 事 件 名		発注者名
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	年 月～ 年 月	ヶ月			
	合計 年 月				

注意：建設業法において、この工事の技術者として必要とされる条件を満たしていることが分かるように、本工事に該当する業種の経歴を記載してください。

下請契約に関する誓約書

平成 年 月 日

(宛先)

川崎市交通局長

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ (印)

(受任者)

※共同企業体の場合は共同企業体の住所等を記載すること

1 契約番号 _____

2 工事件名 _____

3 履行場所 _____

4 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 下請契約予定額 _____ 円

上記の工事請負契約について、下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満であることを誓約いたします。

なお、発注者との協議によって変更契約が生じ、下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、建設業法に則り、適切に対応いたします。